

平成 29 年 3 月 28 日

市立秋田総合病院の院外処方せんの記載に関する Q&A

- Q1. 検査値に関する疑義照会の窓口はどこになるのか？
- A1. 患者さんに関する問い合わせは、検査値に関連するものでも直接医師へ（各診療科）問い合わせしてください。
- Q2. QR コードについて、システムによっては読み取れないものもあるとのことだが、具体的に読み取れないものを教えてほしい。
- A2. JAHIS 規格に対応したリーダーであれば読み取り可能です。ベンダーからはほとんどは読み取れるとのことだが、具体的に読み取れないシステムについては把握していない。薬局ごとに対応して頂きたい。
- Q3. 腎機能で用量調節を必要とする薬品が処方されている場合、検査値を知りたいが、患者さんが右半分を切り取っていた場合どうすればよいか？
- A3. 検査値等を記載している右半分は、患者の意思で薬局に提供しているものであるから、提出を求める場合は患者の同意が必要と思われる。ただし、適正な薬物投与に腎機能の検査値が必要な場合、医師にその旨を説明し、疑義照会により検査値を問い合わせることは何ら問題ないと考える。
- Q4. 検査値等が記載されている右半分の保管義務はあるか？
- A4. 右半分の保管義務はない。また、患者が右半分を必要とする場合は、コピーあるいはデータを書き写し、患者に返す必要があると考える。
- Q5. 処方せんと検査値等が記載された右側を合わせた A4 のものは FAX できるのか？
- A5. 可能です。
- Q6. 検査値が表示されないのはどのような場合ですか？
- A6. 患者が検査値の表示に同意していただけない場合、システムで非表示の設定をすることがあります。設定された患者には検査値が表示されません。右半分を切り取った場合と同じと解釈してください。
- Q7. 単位変換（力価⇒薬価単位）が正しく変換されません。対処法はありますか？
- A7. 変換コード（211）に従って変換する設定に変更してください。
※力価フラグ（201）には対応していません。
- Q8. QR コードを読み取ってもデータが取り込めません。
- A8. 処方データの容量がオーバーした場合、読み取ることができない場合があります。